

「豚コレラまん延防止のための緊急的な消毒等の実施」

愛知県告示第321-2号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次の区域において豚を所有する者に対し、次のように消毒方法等を実施することを命ずる。

令和元年5月20日

愛知県知事 大村 秀章

1 実施の目的

本県における緊急的な豚コレラのまん延防止

2 実施する区域

田原市内の区域

3 実施の期日

令和元年5月21日から同年6月20日まで

4 実施方法

次に掲げる方法。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

(1) 消毒方法

消石灰の農場内（施設周囲及び農場敷地内）散布

(2) ねずみ、昆虫等の駆除方法

農場内での殺鼠^{ネズミ}剤及び殺虫剤の散布等